

90秒で読めちゃう連載防災コーナー！

有備無患

ゆうびむかん

連載第3回

車中泊避難のキホン

過去の災害において、多くの避難者が車中泊避難を余儀なくされました。最近では、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも改めて注目されています。今回は**車中泊避難のメリットと注意点**についてご紹介します。

車に備えておきたいもの

- 着圧ソックス
- 手回しラジオ
- 懐中電灯 (ヘッドライト)
- 軍手
- レインポンチョ
- ウエットティッシュ
- 洗面用具
- 寝袋や毛布
- 虫よけスプレー(夏)
- 使い捨てカイロ(冬)

車中泊避難のメリット

- ① 地震の場合、余震が続くので、車の方が安心できる
- ② プライバシーが確保できる
- ③ エアコンによる温度・湿度調節ができる

車中泊避難の際は**駐車場所の危険性を確認し、安全な場所を選びましょう。**

車中泊避難の注意点

 **エコノミー
クラス症候群**

血栓を防ぐため、座った状態でつま先を引き寄せて数秒キープなど、少し負荷がかかる運動をしましょう。

 **一酸化炭素中毒**

狭い場所でエンジンをかけ続けると、排気ガスが車内に入り込み、最悪の場合は死に至ります。必ずエンジンを切り定期的な換気をしましょう。

 **水分補給**

水分摂取はとても重要です。避難生活中の体調を整えるためにも、水分はしっかり摂取しましょう。

 **車内での就寝**

車内の段差に毛布を敷く、隙間に物を詰めるなど、車内をなるべくフラットにすることが重要です。

【お問い合わせ先】危機管理課 ☎ 22-3280

次回

災害時、あなたのペットは大丈夫？

国民年金保険料の 免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

詳しくは「**ねんきん加入者ダイヤル**」(☎0570-003-004)または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

令和2年度の 国民年金保険料 免除申請について

令和2年度の免除申請は、7月1日より受付可能となります。

前年度分の免除を承認された方で、継続して免除を希望される方は、令和2年度分の申請が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】
高知西年金事務所
☎088-875-1717

ご存知ですか？

地震で建物が被災したら…



被災建築物応急危険度判定

地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震が起きますと建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなった建物は、余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起こしかねません。このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

■住家被害認定

「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの

■被災度区分判定

建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

■被災宅地危険度判定

地震や降雨などによる宅地災害が広範囲に発生した後に、二次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの

※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。(ステッカーはそれぞれA3サイズです)

緑



この建物は
使用可能です

黄



この建物に立ち入る場合は
十分に注意してください

赤



この建物に立ち入る
ことは危険です



被災宅地危険度判定

熊本地震では
約19,000件の
判定が行われ
ました

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などで、宅地が大規模かつ広範囲に被災を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握したうえで危険度を判定し、住民の皆さまに情報提供を行うことにより、二次被害の軽減・防止を図ろうとするものです。

平成28年の熊本地震の際には、本県の被災宅地危険度判定士延べ135名が被災市町村(熊本市、益城町、南阿蘇村など)を支援するために、現地へ派遣されました。

被災宅地危険度判定の結果は、右記の3種類の判定ステッカーを見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者に対しても安全であるかどうかを識別できるようにします。

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。また、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。

なお、判定は造成された宅地について擁壁や斜面等の確認を行うもので、建築物について確認を行う被災建築物応急危険度判定とは異なります。

それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいますようお願いいたします。

判定結果は3種類のステッカーを現地の見えやすい場所に貼り付けて表示します。(ステッカーはそれぞれA3サイズです)

青



この宅地の被災程度は
小さいと考えられます

黄



この建物に立ち入る場合は
十分に注意してください

赤



この建物に立ち入る
ことは危険です

【お問い合わせ先】建設課 ☎22-3120